



豊島区教育大綱

～ 2017「教育都市としま」の高峰に挑む～



平成29年4月
豊島区
豊島区教育委員会

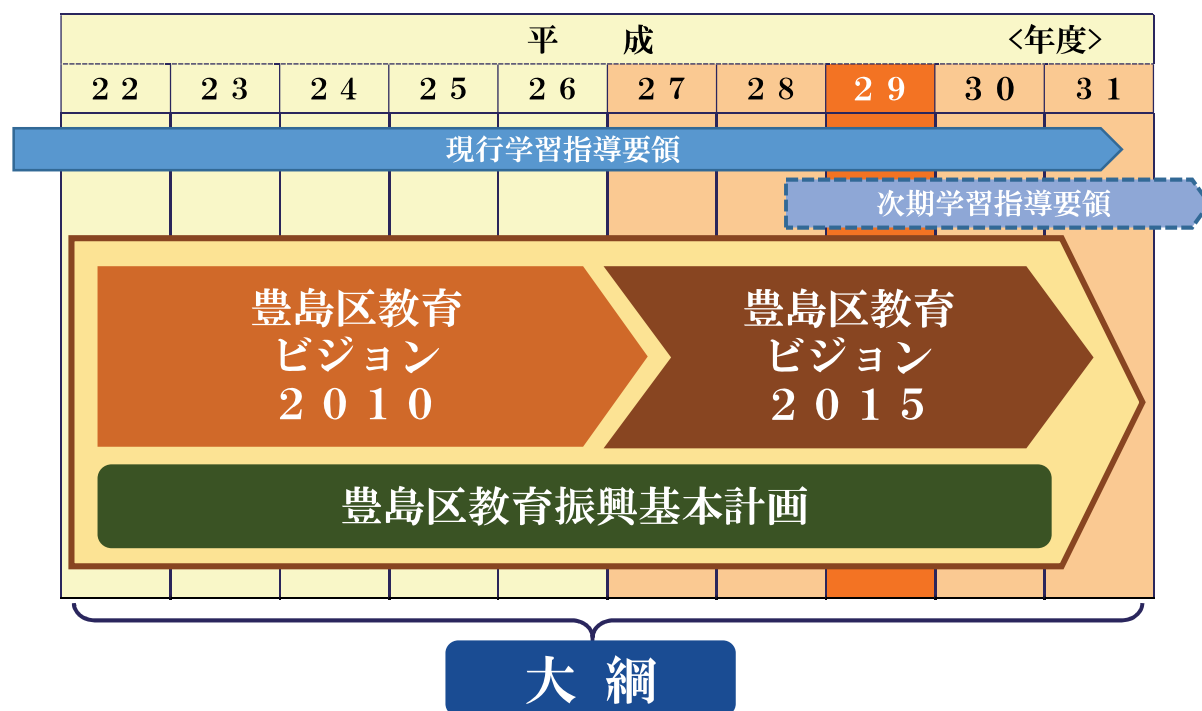
1 教育大綱の策定の意義

豊島区教育大綱（以下「大綱」という）は、豊島区長が招集する総合教育会議において、区長と教育委員会が協議・調整・連携を尽くし策定する「教育都市としま」の教育指針（教育目標及び重点施策）である。

これは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱を定めることの規定による。

2 大綱の位置付け

本区では、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めており、その目標や施策の根本となる方針が大綱に該当することから、総合教育会議において協議した結果、「豊島区教育ビジョン2010、2015-豊島区教育振興基本計画-」を大綱と位置付けている。なお、2017版は、本年度の加除訂正を加えて示したものである。



3 計画期間

豊島区教育振興基本計画の前期5年に当る「豊島区教育ビジョン2010」の成果と課題を「豊島区教育ビジョン2015」（後期計画）に引き継ぎ、実施している。

計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間で、平成29年度は後期計画の第3年次に当たる。

4 平成29年度の重点施策

区長部局と教育委員会が緊密に連携を図り、次の重点施策に取り組んでいく。

<重点施策一覧>

重点施策Ⅰ 子供の未来を応援する対策

- (1) 子どもスキップ事業の充実 …………… P3
- (2) いじめ未然防止・不登校解消対策の推進 …………… P4
- (3) スクールソーシャルワーク事業の充実 …………… P5
- (4) 多様なニーズに応える特別支援教育の充実 …………… P6
- (5) 保護者負担の軽減 …………… P6

重点施策Ⅱ 幼児教育の充実

- (1) 幼児教育の質の向上 …………… P7
- (2) 区立幼稚園のあり方の検討 …………… P8

重点施策Ⅲ 安全・安心な学校づくり

- (1) インターナショナルセーフスクールの推進 …………… P9
- (2) 通学路の安全対策 …………… P10

重点施策Ⅳ 学校改築及び施設改修

- (1) 計画的な学校改築 …………… P11
- (2) 老朽化した既存校の改修 …………… P12
- (3) 学校トイレ緊急改善推進事業 …………… P12

重点施策Ⅴ 国際社会に生きる人材の育成

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック教育の推進 …………… P14
- (2) 外国語活動・外国語教育の推進 …………… P16
- (3) 多文化共生の取組 …………… P16

重点施策Ⅵ 豊かな心の育成

- (1) 「特別の教科 道徳」の推進 …………… P17
- (2) いじめ未然防止・不登校解消対策の推進（再掲） …………… P17

(1) 子どもスキップ事業の充実

目的

子どもスキップ事業を教育委員会で所管することにより、安全・安心な学校の中で、生活空間を獲得し、子供たちが自主的に楽しく放課後を過ごし、地域の人たちとの交流や体験を生み出す「チーム学校」としてのメリットを引き出し、心豊かで健全な子供の放課後の生活を応援する。

事業内容

- ① 保護者のニーズに応じて、すべての学童クラブの利用時間を19時まで延長する。
- ② 子どもスキップを利用する児童の増加に対応し、放課後の学校施設を教育活動に支障の無い範囲で有効活用して、スペースを確保する。
- ③ 大震災等の緊急時における児童の安否確認、保護者への連絡・対応等を、学校と一体的に進め、安全管理を徹底する。
- ④ 学校ごとに「子どもスキップ連絡調整会議」を設置し、校長をはじめ、学校の教職員と情報共有を図る。
- ⑤ 地域と連携する放課後子ども教室のプログラムの充実を図り、交流、体験、学習支援等、遊びが豊かな学びの宝庫となる居場所づくりを進める。



学童クラブの利用者数はニーズの増加に伴い、年々増加。
23年度から28年度の5年間で、21万人から28万人へと7万人増加。

学童クラブ登録者数100人を超えるスキップは、28年度3施設から、29年度は5施設に増加。

■放課後子ども教室の主なプログラム



(2) いじめ未然防止・不登校解消対策の推進

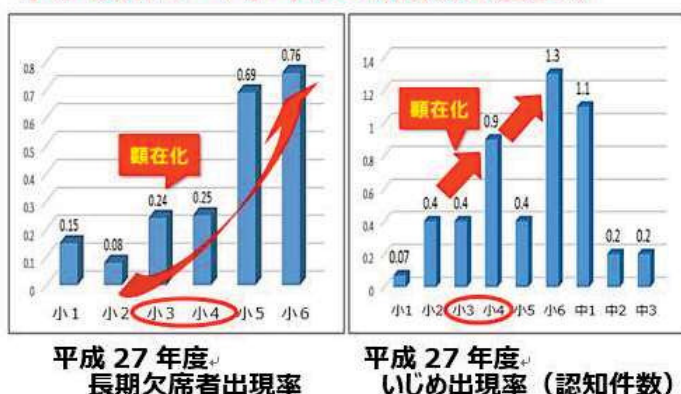
目的

すべての幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応、困難を抱える不登校対策を強化する。

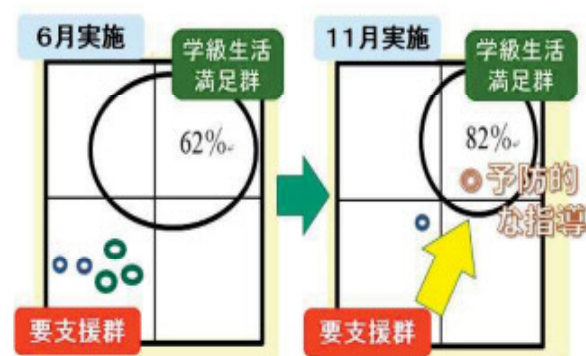
事業内容

- ① 「9歳の壁」と言われている自立期にいじめや不登校が顕在化している実態に鑑み、新たに小学校第3・4学年も加えて、中学校第3学年までを対象に、心理テスト（ハイパーQ U）を年2回全校で実施することにより、いじめや不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応を促進する。
- ② 国のいじめ防止等の基本的な方針の改定、東京都教育委員会「いじめ総合対策」（第2次）を受けて、各学校が、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向け各学校が組織的に取り組むための「いじめ防止対策推進基本方針」の検証及び見直しを図る。
- ③ 引きこもりや不登校を改善して自己肯定感を養い、生活・学習・人間関係づくりへの再起、高校受験合格を実現させるため、「再チャレンジ教室」を年間を通して実施する。スクールソーシャルワーカー（SSW）や教育相談員等の専門性の高いプロジェクトチームによる宿泊体験も含むスキルのステップアップ体験を積み上げ、適応を図る。

小学校第3・4学年からの指導が重要！



■ハイパーQ Uを小学校3年生以上に実施



【ハイパーQ U】学校生活における児童・生徒一人一人の意欲や満足度、対人関係に関する状況を調査するもので、結果の分析と教員の指導により「要支援群」から「学級生活満足群」へと満足感を高め、いじめや不登校の未然防止を図る。

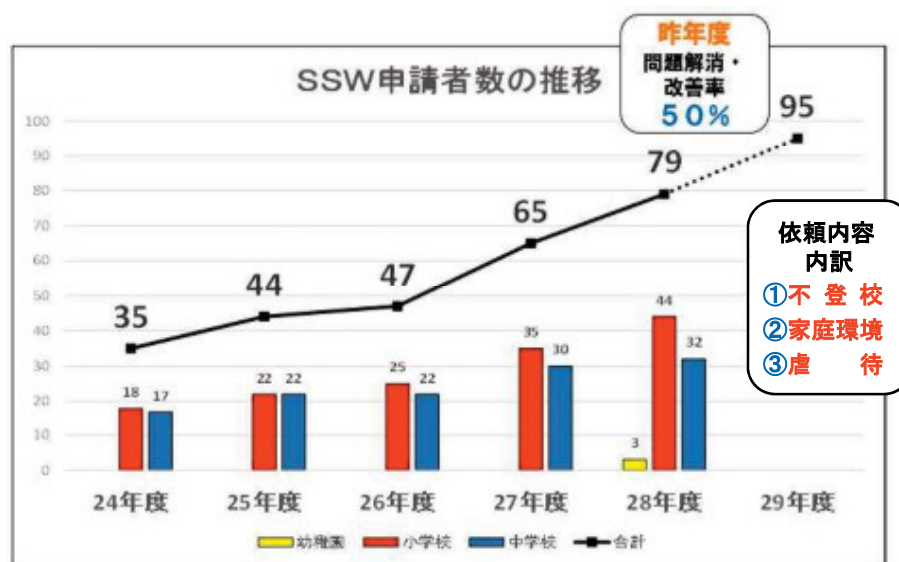
(3) スクールソーシャルワーク事業の充実

目的

増え続ける不登校やいじめ、児童虐待等の未然防止や問題解決に向け、専門性の高いスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関とのネットワークを構築して、改善を図る。

事業内容

- ① 教育センター内に一係を設置し、個々のSSWの取組からSSW組織として問題解消に向けた方針・プランニングを行い、学校内のチーム体制の一層の構築・支援を行う。
- ② SSWの窓口を一本化し、ケース内容や子供の特性及び家庭環境等に応じ、問題解消に最も有効かつ適正なSSWを学校・家庭に派遣する。
- ③ 関係機関（東部・西部子ども支援センター）との連携を常時相互に行うことにより、学校・保護者からの緊急な要請に迅速に対応する。
- ④ SSW担当係長を中心とする問題解消に向けたケース会議や事例研究を定期的を実施し、SSW一人一人の専門性の向上を図る。



【スクールソーシャルワーカー】社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

(4) 多様なニーズに応える特別支援教育の充実

目的

障害のある子供もいない子供も可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育が受けられる環境を整えるとともに、多岐にわたる教育的ニーズに応えることができる連続性のある「多様な学びの場」の整備・充実を図る。

※東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画

事業内容

- ① 平成 28 年度、全小学校に特別支援教室を設置し、これまでの情緒障害等通級指導学級から教師が通う巡回指導を実施し、一人一人の障害の実状に基づいた指導内容・方法の充実を図ることにより、教育の質の向上を図る。
- ② 通常学級内指導や巡回指導では困難な児童を対象に「自閉症・情緒障害特別支援学級」を南池袋小学校（けやき学級）に平成 29 年度開設する。
- ③ 平成 29 年度、千川中学校に加え西巣鴨中学校に情緒障害等通級指導学級を開設する。
- ④ 平成 30 年度以降、全中学校に特別支援教室を設置し巡回指導を行う。

(5) 保護者負担の軽減

目的

保護者の経済状況に係らず、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的に困窮している家庭に対し、就学に必要な経費を支給する。併せて、就学援助制度の充実・運用の改善を図り、学校生活に係る保護者の負担を軽減する。

事業内容

- ① 入学時にかかる経費の負担感を軽減するため、新中学 1 年生の保護者に対し、支給する時期を中学 1 年生の 7 月から小学校 6 年生の年度末に前倒しで支給する。また、新小学校 1 年生に対する支給についても今後検討する。
- ② 義務教育にかかる家計の負担の実態を把握するため、各学校の私費負担の状況について調査を行う。
- ③ 保護者の負担の大きい、移動教室・林間学校に係る経費について、交通費全額・宿泊費半額を公費で負担するとともに、校外学習に係る就学援助の費目単価も実費相当に改善することで、保護者の経済負担を軽減する。

重点施策 II 幼児教育の充実

(1) 幼児教育の質の向上

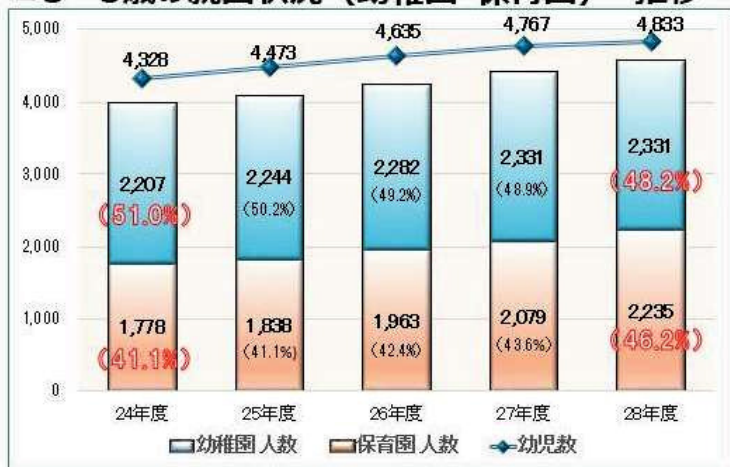
目的

国や都内各区市の幼児教育を巡る動向を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」下において求められる「保護者の就労の有無を問わない保育の充実、すべての幼児への質の高い幼児教育の提供」を実現するために、今後の本区の幼児教育について具体的な施策を検討する。

事業内容

- ① 幼稚園・保育園、公立・私立の垣根を越えた本区の幼児教育のあり方について検討を行う。
- ② 全ての子供が質の高い幼児教育を受けられるような幼保共通プログラムの開発及びその普及や、就学前の特別支援教育のあり方と関係機関との連携体制の構築等について検討する。
- ③ 検討にあたっては、「幼児教育の充実及び保幼小連携の推進プログラムの検討ワーキンググループ」「特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ」等のワーキンググループを設置し、検討する。

■ 3～5歳の就園状況（幼稚園・保育園） 推移



・ 3～5歳の幼児数
ここ5年間で微増。
・ 就園先
保育園の割合が増加。
平成24年度41.1%
⇒平成28年度48.2%

(2) 区立幼稚園のあり方の検討

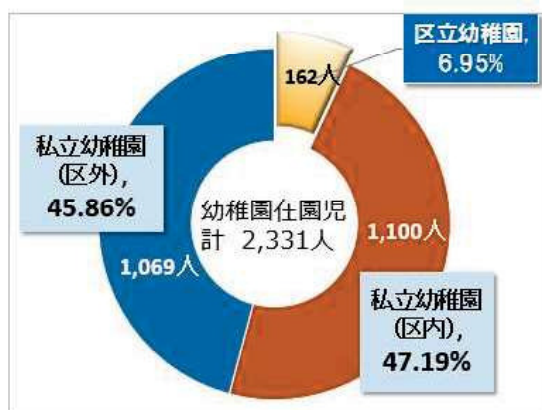
目的

保育需要が増大する中、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供に向け、これからの区立幼稚園のあり方を検討する。

事業内容

- ① 保育ニーズ調査からみた、区立幼稚園の現状と課題を踏まえ、幼稚園機能と保育園機能の両方を備えた「認定こども園」化の可能性について検討する。
- ② 預かり保育の拡充や3歳児保育への対応等について、検討する。
- ③ 検討にあたっては、Ⅱ(1)③と併せて「幼児教育のあり方検討委員会」を設置する。

■ 幼稚園在園児数と区立・私立園児の構成比
(平成28年5月1日時点)



■ 区立・区内私立幼稚園 園数・定員数
(平成28年5月1日時点)



幼稚園在園児2,331人のうち、区立幼稚園に在籍しているのは162人(7%)。区内幼稚園定員数計2,074人のうち、区立幼稚園定員数は180人(9%)。

重点施策 Ⅲ 安全・安心な学校づくり

(1) インターナショナルセーフスクールの推進

目的

豊島区が推進している「セーフコミュニティ」構想を根底に、区内小・中学校の全校における安全・安心な学校づくりに向け、国際認証を中学校ブロックを目安に取得校を増やす取組を行う。昨年度までの小学校の認証校4校の活動成果をさらに区内に広げていくとともに、平成29年度は、池袋第一小学校、池袋中学校が、地域諸機関と協働して、認証取得に取り組む。

事業内容

- ① 池袋第一小学校、池袋中学校が、国際インターナショナルセーフスクール認証委員による「事前審査」「本審査」「認証式」を実施する。
- ② 認証取得校に「ISS支援員」を定期的に派遣し、学校と保護者・地域のコーディネートにより、地域実態に適応したインターナショナルセーフスクールを目指す。
- ③ 小学校の認証校4校が、各校の実施成果を小・中一貫教育連携プログラムの一つに位置付けて中学校ブロックごとに普及させ、安全・安心な学校づくりの全校化を推進する。
- ④ 区内の8中学校ブロック内で、学校内外におけるけがや交通事故等のデータを収集・分析し、その対策に向けた取組を展開する。



セーフスクール取組の成果

外傷によるけがの状況



朋有小学校 保健室データより



取組前と取組後と比較すると
1191件減少（63%減）
取組を続けて、3年が経過しているが、
なお、減り続けている

（２）通学路の安全対策

目的

児童等の登下校時における安全対策は、喫緊の課題であることから、交通安全指導員を適切に配置するとともに、地域の協力の下、区立小学校全ての通学路に防犯カメラを整備する。

事業内容

- ① 学校、地域等が行う通学路の見守り活動を補完し、登下校時の安全対策を強化するため、全小学校の通学路に防犯カメラを設置して、全校設置を完了する。
- ② 登下校時の不審者への対応のため、危機管理マニュアルの見直し等、学校・幼稚園内の体制の強化や学校安全・安心メールの活用等情報連絡体制の整備に努めるとともに、教職員・保護者、地域と連携して、通学路の安全点検を行う等、地域をあげた安全確保を推進する。

(1) 計画的な学校改築

目的

「学校づくりは街づくり」という指針を踏まえ、学びの拠点としての充実はもとより、放課後対策・防災拠点・緑の拠点・地域交流の場として機能するこれからの学校づくりについて、「豊島区立小・中学校改築計画（第一次改定）」に基づき、小・中学校の改築・整備を推進する。

事業内容

- ① 巣鴨北中学校仮校舎（旧朝日中学校）を円滑に運営するとともに、巣鴨北中学校の解体・改築に着手する。
- ② 本年度は、池袋第一小学校改築を考える会からの提言を受けて、基本構想・基本計画を策定するとともに、プロポーザルにより設計業者を決定し、平成 30 年度には、基本設計に着手できるよう計画を進める。

巣鴨北中学校 新校舎完成イメージ

平成 31 年 8 月末竣工予定



(2) 老朽化した既存校の改修

目的

築 50 年を超える既存校が未だ 5 割以上を占め、施設の長寿命化等、国の教育施設のあり方を巡る動向も踏まえ、今後の「豊島区立小・中学校改修のあり方」について検討組織を立ち上げる。

事業内容

- ① 外部有識者を含む「豊島区立小・中学校改修のあり方検討会」を立ち上げ、校舎の内装や子どもスキップ施設のあり方、体育館の改修及び冷暖房化、校庭改修等について等々、学校改修のあり方について総合的に検討し、その方向性をまとめる。
- ② 子どもスキップ事業の教育委員会移管に伴い、学校改修に併せて、子どもスキップの施設整備を実施する。

(3) 学校トイレ緊急改善推進事業

目的

平成 28 年度から 30 年度の 3 年間で、全ての区立小・中学校の学校トイレを洋式化し、児童・生徒がより授業に集中でき、安心した学校生活を送れる環境を早期に整える。

事業内容

- ① 平成 29 年度は、小学校の 8 校（清和小学校・西巣鴨小学校・朝日小学校・池袋小学校・高南小学校・長崎小学校・要小学校・富士見台小学校）のトイレを洋式化及び温水洗浄機能付き便座へ改修する。
- ② 学校トイレの整備後の児童・生徒等に対するアンケート調査を実施し、トイレ改修による学校生活への改善効果を検証し、具体的な成果を把握する。

■学校トイレ緊急改善推進事業の進行状況

平成28年度～30年度の3年間で、全ての区立小・中学校の学校トイレを洋式化する。
平成28年度末で17校が完了し、整備率は60%。

●巣鴨小学校



●駒込中学校



主な改修内容

- ・入口が男女共用→男女分離
 - ・古い、暗い →明るく（自動照明）
 - ・臭い、汚い →床を乾式化
 - ・和式便器 →洋式便器化
- ⇒明るく清潔で使いやすいトイレに改修

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック教育の推進

目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、各学校が4つのテーマを4つのアクションで学び、様々なプログラムやプロジェクトを展開して教育のレガシーを形成する。

※4つのテーマ 「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」

※4つのアクション 「学ぶ」「観る」「する」「支える」

事業内容

- ① 夢・未来プロジェクト「YOKOSO」プログラム校として区内1小学校において指定を受け、オリンピック、パラリンピアン、夢・希望・感動との出会いや自己実現に向けての努力、困難に立ち向かう意欲等を育成するための取り組みを行う。
- ② オリンピック・パラリンピック教育アワード校として区内4小学校において、競技団体と連携して観戦や体験等を通して、「障害者理解の促進」「スポーツ志向の普及・拡大」「豊かな国際感覚の醸成」を図る取組を行う。
- ③ パラリンピック競技応援校として区内1小学校において、近隣の障害者福祉施設等との連携を促進し、パラリンピック教育や共生社会の実現を目指す取組を行う。
- ④ 「自分にチャレンジ」プログラム校として区内3小学校において、パラリンピック競技等の障害者スポーツへの興味・関心の向上や、障害のある人への理解を深めることをねらいとした、パラリンピアンによる特別講演や障害者スポーツの体験教室等を実施する。
- ⑤ 「世界ともだちプロジェクト」として区内の全小・中学校において、多様な国々を学びながら、地域在住の留学生、大使館や海外の姉妹校との交流等、実際の国際交流活動を実施する。

池袋第三小学校が、

「パラリンピック競技応援校」に選ばれました！



オリンピック
一日校長先生



車いすバスケット
体験



アスリートとの
交流

フラッグツアーに1,000名来場で気運醸成！

豊島区には2月25日（土）、
23区で唯一、小池百合子都知事が
来庁され、高野之夫区長へフラッグが
手渡されました。



区役所1階センタースクエアは、1,000名
を超える区民と200名の大勢の子供たちが参
加し、豊島区の熱気を全国に発信しました。

(2) 外国語活動・外国語教育の推進

目的

次期学習指導要領が目指す外国語活動・外国語教育の目標を踏まえつつ、豊島区における幼稚園から中学校までの英語を使った活動を通して、コミュニケーション能力と共に活用能力の向上を図り、国際化社会を生き抜く児童・生徒の育成を推進する。

事業内容

- ① 小学校全学年における英語活動の充実を図る（全学級にALTを配置）。
- ② 次期学習指導要領に示された、小学校第5・6学年の年間70時間の英語科、小学校第3・4学年の年間35時間の英語活動に向けた実施検討委員会を立ち上げる。
- ③ 本区独自の小学校「英語科・英語活動カリキュラム」（全学年）の改訂を行う。
- ④ 教員の英語指導力の向上を図る研修会の充実及び英語科・英語活動の教材開発を進める。
- ⑤ R&Cフェスタ、立教大学とのイングリッシュキャンプ等を実施し、児童・生徒が英語を用いてコミュニケーションを図る場面を創出する。
- ⑥ 「ふるさと学習プログラム」の成果を英語で語り、おもてなしの発信ができる活動を促す。

(3) 多文化共生の取組

目的

増加傾向にある、外国籍児童・生徒等、多様な背景を持つ子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、様々なツールを活用し区立小中学校で学ぶ際の条件を整備し、相互理解を深めることができるようにする。

事業内容

- ① 日本語での意思伝達が難しい保護者等に対し、テレビ電話による翻訳サービスの導入や就学援助等申請書の多言語版の提供により、スムーズな意思疎通を実現し、外国籍児童・生徒・保護者の学校生活を支援するとともに、学校の負担を軽減する。
- ② 生活科や総合的な学習の時間において、外国籍の保護者や外国人留学生等、地域の多様な人々とのかかわりを通して、外国の文化・伝統・習慣等を学ぶとともに日本の伝統・文化の良さに気付くようにする。

重点施策 VI 豊かな心の育成

(1) 「特別の教科 道徳」の推進

目的

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

事業内容

- ① 特別の教科 道徳の教科書採択を教育委員会で実施する。
（教科書採択 小学校：平成 29 年度 中学校：平成 30 年度）
- ② 考える道徳、議論する道徳の授業を展開し、児童・生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ③ 発達段階に応じて、いじめの防止や生命の尊重、自律心、ルールやマナー、法の意義を理解して守ること等の内容を取り扱った指導を展開する。
- ④ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握する。

(2) いじめ未然防止・不登校解消対策の推進 <再掲 p.4>

5 平成29年度 豊島区教育委員会 教育目標

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒に対する本区の教育が目指すべき目標として、以下のような教育目標を定め、積極的に教育ビジョン2015の施策を進めている。

社会情勢や教育環境の変化に対応して、毎年度、教育目標の達成のために基本的な方針を定め、新たな事業や事業の見直し・拡充を行い、施策を展開している。

「教育目標」

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子供」という）が知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間の育成に向けた教育を重視する。



「教育都市としま」

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子供たちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

＜ 平成29年度 教育目標の基本方針 ＞

1 人権教育及び人間教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を図る教育を推進する。
- (2) 子供たちが、自他をいつくしみ、互いの生命を尊重するなど、健やかに成長できるよう、「特別の教科 道徳^{注1}」の実施により、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるとともに、豊かな体験活動を重視した心の教育を推進する。
- (3) 「いじめ防止対策推進法」及び「豊島区いじめ防止対策推進条例」の制定趣旨を踏まえ、いじめや不登校などの問題解決と自立支援、互いに認め合い共に学び合える学校づくりの推進とともに、全校（園）を挙げて体罰の根絶、相談・即応体制の充実を図る。
- (4) 子供たちが、進んで思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会の一員としての自覚を高め、自ら社会に貢献しようとする社会性の涵養を図る。

2 確かな学力の定着と豊かな個性の伸長

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、身に付けた知識や技能を活用する力を育成するとともに、探究的な活動を通して「確かな学力」を育成する。
- (2) 次期学習指導要領改訂を見据え、課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実を図り、子供の学びに向かう力を高める。
- (3) 「学び方」を学ばせるための授業の工夫や補習支援チューターの活用により、児童・生徒の主体的に学習に取り組む態度を育成し、学力や家庭学習の二極化の改善を図る。
- (4) 学習状況に関する調査結果の分析、心理検査とのクロス集計分析、授業改善プランを活用して、子供の資質や能力の伸長を図る。
- (5) 子供の特性や習熟の程度に応じた学習を通して個に応じた教育を展開し、豊かな個性や創造性の育成を図る。
- (6) 「としま土曜公開授業」の実施及び長期休業の短縮により授業時数を確保し、子供たちに確かな学力の定着を図る。

- (7) 生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期となる幼児教育の在り方について、検討を行うとともに、子供の発達や学びの連続性を保障するため、異校種間の交流や幼・保、小中一貫教育連携プログラムの拡充、幼稚園・保育園でのアプローチカリキュラム及び小学校入学後のスタートカリキュラムにより、幼・保、小・中学校の円滑な接続を図る。
- (8) 将来子供たちが直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、発達の段階に応じたキャリア教育の充実を図るとともにボランティア活動を推進し、望ましい勤労観・職業観を育む。
- (9) 障害のある子供たちが個々のニーズに応じた教育を受けられるよう、特別支援教室における巡回指導や自閉症・情緒障害固定学級における指導など、特別支援教育の一層の充実を図る。また、就学相談の拡充を図り、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる環境を整えるとともに、子供たち相互がふれ合い共に活動する機会を積極的に推進する。
- (10) 人間形成の第一歩である幼児期において「生きる力の基礎」を培う教育を充実させるとともに、規範意識の芽生えなど道徳性の育成を図る。
- (11) 子供たちが将来、国際社会に生きる日本人として活躍できるよう、コミュニケーション能力を高め、幼稚園における英語遊び及び小・中学校における英語教育の充実を図る。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に、外国の言語や文化に触れたり、自国の文化や歴史を発信したりする機会を拡充するなど、国際理解教育を推進する。
- (12) 高密都市において、環境負荷の少ない持続発展が可能な社会をめざし、環境に配慮した施設・設備を活用して環境に対する関心を高め、人としての生き方、在り方を育む環境教育を推進する。
- (13) ICT機器の活用により情報活用能力を高めるとともに、インターネットや携帯電話など発達の段階に応じたICT活用能力及び情報モラルの育成を図る。
- (14) 校外学習等の実施により、学年の学習内容に合わせた体験型学習や集団活動の実践、様々な人々との交流を通して、自然や歴史、文化、産業等への興味・関心を高める。

3 家庭・地域との連携・協働と学校経営の改革の推進

- (1) 学校の自主性・自律性の確立と校長のリーダーシップの強化を図るとともに、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりを推進する。
- (2) 教員の資質・能力の育成と「授業力」の向上を図るため、実践的な教員研修の体制を確立し、ライフステージに応じた研修による人材育成を推進する。
- (3) 体罰は暴力であるとの認識の下、全校（園）を挙げて体罰を根絶し、地域に信頼される学校づくりを推進する。
- (4) 校務事務の負担を軽減できる校務支援システムを有効に活用し、教員がゆとりをもって児童・生徒や保護者と向き合うことができる学校づくりを推進する。
- (5) 保護者のニーズに応えた預かり保育や子育て相談を実施し、幼児教育におけるセンター的機能の充実を図り、保護者、地域から一層信頼される幼稚園経営を推進する。
- (6) 区民の教育参加を促進するため、「教育だより豊島」、広報紙及びホームページ等を通して積極的に教育情報を発信するとともに、幼稚園、学校、家庭、地域が連携し、家庭教育の支援・充実を図る。
- (7) 土曜公開授業や学校参観週間、学校運営連絡協議会の充実を図り、学校経営方針に基づく教育活動の成果を評価・検証して、学校、家庭、地域が協働する学校評価システムを構築する。
- (8) 学校運営連絡協議会に学校支援コーディネータを設置するなど、豊島区独自のコミュニティスクール^{注2}制度を導入し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

4 安全・安心な教育環境の整備充実

- (1) 豊島区が認証取得したWHOセーフコミュニティの取組を踏まえ、すべての学校において安全・安心な学校づくりを推進する。
また、国際セーフスクールの認証・再認証取得に向けて、取組の一層の充実を図るとともに、その取組の成果を全校（園）に広め、安全教育の充実を図る。

- (2) 交通事故や犯罪などの危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、学校・地域の防災や災害時のボランティア活動に積極的に参加し、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成を図り、地域と連携した学校安全体制を確立する。
- (3) 小学校通学路への防犯カメラ設置（平成 29 年度完了予定）と幼稚園、小学校及び中学校の敷地内に防犯カメラの設置（平成 30 年度完了予定）により、通学路内の安全対策と学校や園における不審者侵入の抑止、初期対応など安全確保の取組を一層推進する。
- (4) 老朽化した学校の改築及び改修を「豊島区立小・中学校改築計画」等の計画に基づいて、着実に進める。改築・改修にあたっては、子どもスキップの使用、エコスクール化の推進、救援センター機能、地域開放についても配慮した施設となるよう整備する。なお、学校トイレについては、「清潔で明るく、入りやすいトイレ」に改修するため、平成 28 年度から 3 年間で整備する「学校トイレ緊急改善推進事業」を着実に実施し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整える。

5 文化・スポーツ・健康に関する教育の推進

- (1) 「豊島区子ども読書活動推進計画」に基づき、「豊島区教育委員会推薦図書 120 冊」をはじめ学校図書館における蔵書の充実及び活性化を推進する。

また、学校図書館を学習・情報センターと位置付け、全校に配置した学校図書館司書及び学校図書館システムを有効に活用し、読書活動の質の向上を図る。

さらに、ICT機器を活用し、タブレット端末等での調べ学習や発表が可能な教室環境の整備を推進する。
- (2) 「豊島の森物語」、「としま緑の環境教育プログラム」など、区独自の「豊島ふるさと学習プログラム」を活用して、地域の歴史や文化、芸術に学び、郷土を愛する心を育てる。
- (3) 子供たちの健康・体力づくりを推進するため、関係諸機関等と連携し、体育・健康教育や運動部活動の充実を図るとともに、食の安全に配慮した食育の推進を図る。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、全校でオリンピック・パラリンピック教育^{注3}を推進する。

- (4)「豊島区がん対策推進条例」及び「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」の趣旨を踏まえ、がんの仕組みや予防・歯と口腔の衛生に関する正しい知識と生活習慣の習得を図るなど、健康教育を推進する。
- (5) 子供たちの放課後の安全・安心な活動拠点を設け、子供たちが、スポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動に取り組むことができるよう支援する。
- (6) 子供たちが、伝統と文化を尊重し、郷土に愛着をもつよう、有形・無形文化財、埋蔵文化財などを活用した学習を支援する。
-

注¹ 「特別の教科 道徳」

学習指導要領の改正により、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して実施される。これまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として新たに位置づけ、「考え、議論する」道徳科への転換により、児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育む。本区では、平成28年4月から他地区に先駆け、先行実施している。

注² コミュニティスクール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された学校運営協議会を設置する学校。地域住民や保護者等が学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識の高まりを学校が的確に受け止め、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組み。

注³ オリンピック・パラリンピック教育

学習指導要領の目標達成を目指し、各教科等の学習内容とオリンピック・パラリンピックを関連付け、「オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境」の4つのテーマと「学ぶ、観る、体験する、支える」の4つのアクションを組み合わせた取組を展開する。特に、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を重点的に育成する。